

下水道料金が改定されました

下水道料金を改定する条例が、3月の第1回定例議会で可決され、4月分から新しい料金で算出することになりました。今回は、料金改定の経緯と新しい料金体系について説明します。

料金改定の経緯

公共下水道事業は、住民の生活環境の向上と公共

用水域の水質改善を目的に、幾寅・東鹿越・かなやま湖森林公園地区の下水道整備をするため、平成6年に事業認可を受けて浄化センターの建設や主要管渠の敷設を進め、平成11年4月から本格的に汚水処理を開始してきました。

現在の下水道使用料金は、早急に下水道への接続普及を目指す必要から、水洗化補助金など各種の財政支援とともに、水道料金体系を考慮して高額とならないよう、処理開始後10年間でかかる全経費のうち、維持管理費分として3億7千万円

を見込み、1立方メートルあたり87円の使用料金としてきました。

供用開始以降、処理区域内の住民の関心も高く、平成15年度末の水洗化率は約90%に達し、浄化センターの維持管理も安定してきたところです。

今回の下水道料金の改定は、今後の公共下水道経営の安定化を図るため見直しを行うもので、浄化センター建設や下水道管敷設に要した借入金償還額と維持管理費の平成24年度までの10年間の処理費用を7億4百万円と試算し、汚水処理原価を、1立方メートルあたり325円66銭と算定しましたが、水道料金体系を考慮して高額とならな

いよう処理単価を1立方メートルあたり104円とし、これまで以上に経費の節減に努める一方、利用者である町民皆さんからも

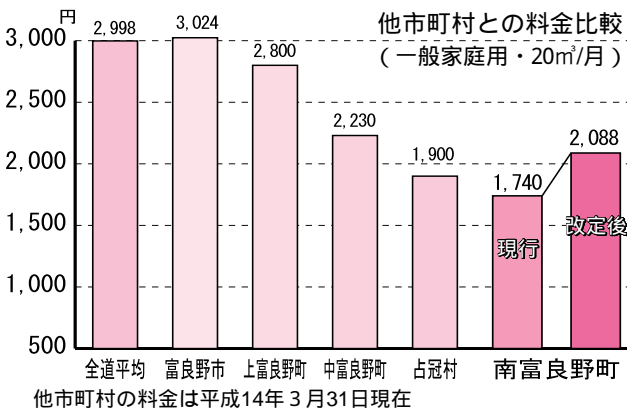
心分の負担をいただき、下水道会計の健全運営を図ってまいります。

新しい料金体系は

下表のとおり「一般用」、「事業用」、「営業用」、「浴場用」、「その他」の基本料金、超過料金ともに20%の増加となります。

一般家庭が1カ月に20立方メートル使用した場合は、これまでの1,740円が2,088円となり、月額348円の値上げとなります。

なお、料金は今後3年ごとに見直しを行い、下水道事業の安定化を図ってまいります。



区分	基本水量	現行		改定		平成19年度改正(予定)	
		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金
一般用	8m³まで	900円/月	70円/m³	1,080円/月	84円/m³	1,296円/月	100円/m³
事業所用	18m³まで	1,800円/月	80円/m³	2,160円/月	96円/m³	2,592円/月	115円/m³
営業用	18m³まで	2,000円/月	80円/m³	2,400円/月	96円/m³	2,880円/月	115円/m³
浴場用	185m³まで	1,500円/月	20円/m³	1,800円/月	24円/m³	2,160円/月	28円/m³
その他	1m³まで	300円/月	300円/m³	360円/月	360円/m³	432円/月	432円/m³